

## 平成27年国勢調査 世帯構造等集計結果の概要について

総務省から、「平成27年国勢調査 世帯構造等基本集計結果」が公表されました。

これは、母子・父子世帯や経済構成等の世帯の状況について集計した結果であり、その概要は、以下のとおりです。

### 1 世帯の状況（人口等基本集計で公表済み）

本市の総世帯数は163,862世帯で、平成22年（以下「前回」という。）調査と比べると4,711世帯（3.0%）増加している。このうち、一般世帯の数は163,515世帯、施設等の世帯は347世帯となっている。

一般世帯数を家族類型別にみると「単独世帯」（世帯人員が1人の世帯）が49,401世帯（構成比30.3%）で、前回比7.7%増となったほか、核家族世帯も「夫婦と子供から成る世帯」が44,654世帯（構成比27.4%、前回比2.9%増）、「夫婦のみの世帯」が32,811世帯（構成比20.1%、前回比7.2%増）、「ひとり親と子供から成る世帯」が14,437世帯（構成比8.8%、前回比7.9%増）となる一方、その他の世帯（単独世帯や核家族世帯以外等）は21,916世帯（構成比13.4%）で、前回比14.2%減となっている。

表1 世帯の種類、世帯の家族類型別世帯数

世帯の種類・世帯の家族類型	実数（世帯）		割合（%） <sup>1)</sup>		対前回比	
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年	増減数	増減率（%）
					平成22～27年	平成22～27年
総世帯数	159,151	163,862	—	—	4,711	3.0
一般世帯	158,833	163,515	100.0	100.0	4,682	2.9
A. 単独世帯	45,855	49,401	28.9	30.3	3,546	7.7
うち65歳以上の単独世帯	13,164	16,694	8.3	10.2	3,530	26.8
B. 核家族世帯	87,387	91,902	55.0	56.3	4,515	5.2
(1) 夫婦のみの世帯	30,613	32,811	19.3	20.1	2,198	7.2
(2) 夫婦と子供から成る世帯	43,390	44,654	27.3	27.4	1,264	2.9
(3) ひとり親と子供から成る世帯	13,384	14,437	8.4	8.8	1,053	7.9
(男親と子供から成る世帯)	1,776	1,965	1.1	1.2	189	10.6
(女親と子供から成る世帯)	11,608	12,472	7.3	7.6	864	7.4
C. その他の世帯	25,542	21,916	16.1	13.4	△ 3,626	△ 14.2
D. 世帯の家族類型「不詳」	49	296	—	—	247	504.1
(再掲) 3世代世帯	18,263	14,994	11.5	9.2	△ 3,269	△ 17.9
(再掲) 母子世帯	2,064	2,116	1.3	1.3	52	2.5
(再掲) 母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）	3,166	3,130	2.0	1.9	△ 36	△ 1.1
(再掲) 父子世帯	247	255	0.2	0.2	8	3.2
(再掲) 父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）	681	628	0.4	0.4	△ 53	△ 7.8
施設等の世帯	318	347	100.0	100.0	29	9.1

1) 割合は、分母から「不詳」を除いて算出

## 2 母子世帯・父子世帯の状況

一般世帯（163,515世帯）のうち、母子世帯は2,116世帯で、世帯人員は5,366人となっており、前回調査と比べて52世帯、31人の増加となっています。

母子世帯の子供の割合をみると、子供が1人の世帯が56.2%と最も多く、次いで子供が2人の世帯が35.4%となっており、これらの世帯で全体の9割以上を占め、こどもが3人以上の世帯は8.4%となっている。

一方、父子世帯は255世帯で、世帯人員は630人となっており、前回調査と比べて、8世帯増加したが、世帯人員の増減は0となっている。

父子世帯の子供の割合をみると、子供が1人の世帯が59.2%と最も多く、次いで子供が2人の世帯が35.7%となっており、母子世帯と同じくこれらの世帯で全体の9割以上を占め、こどもが3人以上の世帯は5.1%となっている。

図1 母子世帯、父子世帯に占める子供の数別割合

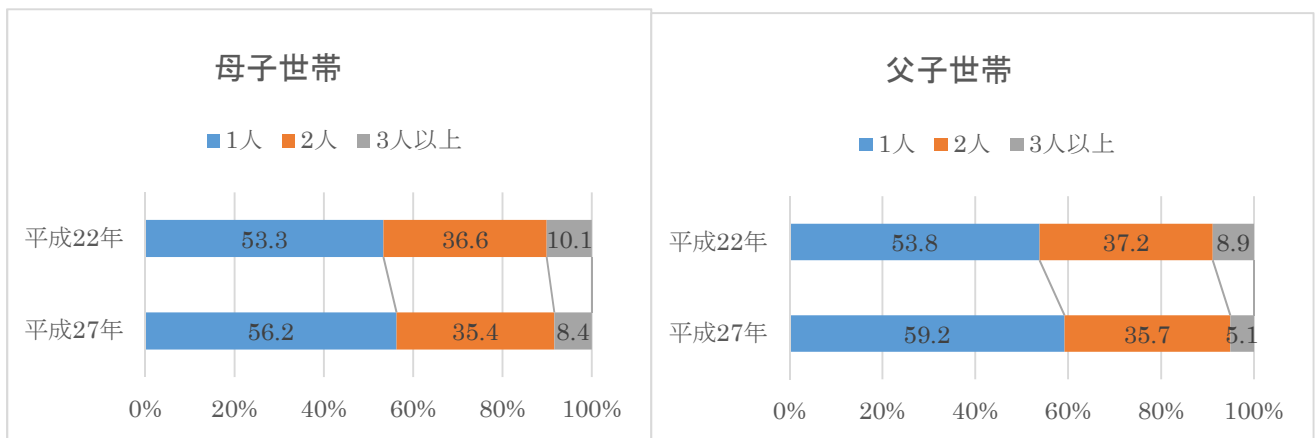


表2 母子世帯数、父子世帯数及び世帯人員

区 分	実数		割合(%)		対前回比	
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年	増減数	増減率(%)
					平成22～27年	平成22～27年
母子世帯						
世帯数	2,064	2,116	100.0	100.0	52	2.5
(子供の数)						
1人	1,101	1,190	53.3	56.2	89	8.1
2人	755	749	36.6	35.4	△ 6	△ 0.8
3人以上	208	177	10.1	8.4	△ 31	△ 14.9
世帯人員	5,335	5,366	—	—	31	0.6
1世帯当たりの子供の数	1.58	1.54	—	—	—	—
(再掲)6歳未満の子供のいる世帯数	316	326	15.3	15.4	10	3.2
(再掲)6歳未満の子供のいる世帯人員	860	866	—	—	6	0.7
父子世帯						
世帯数	247	255	100.0	100.0	8	3.2
(子供の数)						
1人	133	151	53.8	59.2	18	13.5
2人	92	91	37.2	35.7	△ 1	△ 1.1
3人以上	22	13	8.9	5.1	△ 9	△ 40.9
世帯人員	630	630	—	—	0	0.0
1世帯当たりの子供の数	1.55	1.47	—	—	—	—
(再掲)6歳未満の子供のいる世帯数	23	9	9.3	3.5	△ 14	△ 60.9
(再掲)6歳未満の子供のいる世帯人員	61	29	—	—	△ 32	△ 52.5

### 3 世帯の経済構成

本市の一般世帯 163,515 世帯を世帯の経済構成別にみると、世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの「非農林漁業就業者世帯」が 113,302 世帯（構成比 70.7%）と最も多く、前回は 2.0%増加し、次いで世帯に就業者がいない「非就業者世帯」が 43,512 世帯（構成比 27.1%、前回は 7.2%増）、世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がある「農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯」が 2,206 世帯（構成比 1.4%、前回は 8.8%減）、世帯の就業者が農林漁業就業者のみの「農林漁業就業者世帯」が 1,258 世帯（構成比 0.8%、前回は 3.7%減）となっている。

表3 世帯の経済構成別一般世帯数

区 分	実 数 (世帯)		割 合 (%) 1)		対前回比	
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年	増減数	増減率 (%)
					平成22 ~27年	平成22 ~27年
総数	158,833	163,515	100.0	100.0	4,682	2.9
I 農林漁業就業者世帯	1,306	1,258	0.8	0.8	△ 48	△ 3.7
II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯	2,418	2,206	1.6	1.4	△ 212	△ 8.8
III 非農林漁業就業者世帯	111,099	113,302	71.5	70.7	2,203	2.0
IV 非就業者世帯	40,593	43,512	26.1	27.1	2,919	7.2
V 分類不能の世帯	3,417	3,237	—	—	△ 180	△ 5.3

1)割合は、分母から「不詳」を除いて算出

### 4 従業・通学時の世帯の状況

一般世帯 163,515 世帯を従業・通学時の状況別にみると、世帯員のすべてが通勤・通学者である「通勤・通学者のみの世帯」は 58,647 世帯（構成比 35.9%、前回は 11.6%増）となっている。

一方、通勤・通学者以外の世帯員がいる「その他の世帯」は 104,868 世帯（構成比 64.1%、前回は 0.4%増）となっており、通勤・通学者以外の世帯員の構成別にその内訳をみると、「高齢者のみ」が 50,703 世帯（構成比 31.0%）と最も多く、次いで、「女性のみ」が 14,195 世帯（同 8.7%）、「幼児のみ」が 7,147 世帯（同 4.4%）等となっている。

表4 従業・通学時の世帯の状況別住宅に住む一般世帯数

区 分	実数(世帯)		割合 (%)		対前回比	
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年	増減数	増減率 (%)
					平成22 ~27年	平成22 ~27年
総数	156,996	163,515	100.0	100.0	6,519	4.2
通勤・通学者のみの世帯	52,549	58,647	33.5	35.9	6,098	11.6
その他の世帯	104,447	104,868	66.5	64.1	421	0.4
うち通勤・通学者以外の世帯員の構成						
高齢者のみ	42,868	50,703	27.3	31.0	7,835	18.3
高齢者と幼児のみ	769	810	0.5	0.5	41	5.3
高齢者と幼児と女性のみ	809	566	0.5	0.3	△ 243	△ 30.0
高齢者と女性のみ	7,402	6,072	4.7	3.7	△ 1,330	△ 18.0
幼児のみ	6,513	7,147	4.1	4.4	634	9.7
幼児と女性のみ	6,437	4,865	4.1	3.0	△ 1,572	△ 24.4
女性のみ	16,351	14,195	10.4	8.7	△ 2,156	△ 13.2
その他	23,298	20,510	14.8	12.5	△ 2,788	△ 12.0

○担当：富山市企画管理部情報統計課統計係  
電話 076-443-2011（直通）

## 用語の解説

(総務省統計局「平成 27 年国勢調査 用語の解説」より)

### 世帯の種類

昭和 60 年以降の調査では、世帯を次のとおり、「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区 分	内 容
一般世帯	<p>ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者</p> <p>ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。</p> <p>イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者</p> <p>ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者</p>
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の 学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の 入院者	病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の 入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内 居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の 入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

### 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

区 分	内 容
A－親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
B－非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。
C－単独世帯	世帯人員が一人の世帯。
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区 分	
1 核家族世帯	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
2 核家族以外の世帯	(5) 夫婦と両親から成る世帯
	[1] 夫婦と夫の親から成る世帯
	[2] 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯
	[1] 夫婦と夫の親から成る世帯
	[2] 夫婦と妻の親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
	[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 1)
	[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 1)	
[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯	
[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 1)	
[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯	
[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯	
(14) 他に分類されない世帯	

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。

## 母子世帯・父子世帯

### (1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

### (2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

### (3) 母（父）子世帯（他に世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員（20 歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいいます。

《注意点》

母子世帯・父子世帯についての統計表は、昭和 55 年調査から利用できますが、55 年及び 60 年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていません。

## 3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる 3 世代世帯は含みません。

## 世帯の経済構成

「世帯の経済構成」は、一般世帯について世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により分類しているものであり、以下のとおり区分しています。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者としています。また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、雇用者には「役員」を含みます。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していません。

区 分	内 容
<b>農林漁業就業者世帯</b>	世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯
農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
<b>農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯</b>	世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯
農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
非農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
非農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

<b>非農林漁業就業者世帯</b>		世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯
	非農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者がいない世帯
	非農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいない世帯
	非農林漁業・業主・雇用者世帯 (世帯の主な就業者が業主)	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいる世帯
	非農林漁業・業主・雇用者世帯 (世帯の主な就業者が雇用者)	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいる世帯
<b>非就業者世帯</b>		親族に就業者のいない世帯
<b>分類不能の世帯</b>		上記に分類されない世帯

### 従業・通学時の世帯の状況

「従業・通学時の世帯の状況」は、一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分したもので、昭和60年調査から設けています。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出掛けた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分しています。

区 分		内 容
<b>通勤・通学者のみの世帯</b>		世帯員の全てが通勤・通学者である世帯
	通勤者のみ	世帯員の全てが通勤者である世帯
	通学者のみ	世帯員の全てが通学者である世帯
	通勤者と通学者のいる世帯	世帯員に通勤者、通学者共にいる世帯
<b>その他の世帯</b>		通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯
通勤・通学者以外の世帯員の構成	高齢者のみ	65歳以上の人のみ
	高齢者と幼児のみ	65歳以上の人と6歳未満の人のみ
	高齢者と幼児と女性のみ	65歳以上の人と6歳未満の人と6～64歳の女性のみ
	高齢者と女性のみ	65歳以上の人と6～64歳の女性のみ
	幼児のみ	6歳未満の人のみ
	幼児と女性のみ	6歳未満の人と6～64歳の女性のみ
	女性のみ	6～64歳の女性のみ
	その他	上記以外